○関東地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百四十六号　伊勢原市上粕屋字秋山三〇九六番一地先から同市上粕屋字秋山上二九〇九番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十八日

○関東地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　新座都市計画道路事業三・四・十一放射七号線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成三十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県新座市新堀一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路環状第四号線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成三十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都新宿区原町三丁目、若松町、原町二丁目、喜久井町及び馬場下町地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画道路事業三・四・十五の一号新東京所沢線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成三十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都東久留米市金山町二丁目、金山町一丁目及び氷川台二丁目地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
上越市大字有間川字川向二七四番一から同市大字有間川字家浦六八九番一まで	前	七・七〇～五二・九〇メートル	〇・三〇九キロメートル
	後	一八・九〇～七二・九〇メートル	〇・三〇九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字青海一七二番一から同市大字青海字ママ下四四九一番一まで	前	一二・〇〇～三七・六〇〇メートル	〇・三四五キロメートル
	後	一二・五〇～六三・一〇〇メートル	〇・三四五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　松阪市下蛸路町字中条七〇七番一から同市下蛸路町字里中六七一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十八日

○中部地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　桑名都市計画道路事業三・四・十号桑部播磨線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県桑名市大字稗田字汰上及び字柳並びに大字西別所字石曽根、字奥沢、字榛谷及び字駒広並びに大字蓮花寺字三反田、字馬喰谷及び字東広地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第六百十六号知多都市計画下水道事業衣浦西部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和六十年三月二十日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし